

白井市放射線量低減策基本方針

平成23年9月5日

この方針は、市民の安心感を高めるため、福島県に対する文部科学省からの通知（23文科ス第452号 平成23年8月26日）に基づき、白井市における放射線量の低減に関する基本的事項を定める。

1. 除染基準及び対応

空間線量が毎時1マイクロシーベルトを基準とし、これ以上の場合には文部科学省からの通知に基づき除染対策を講じる。

2. 基準値以下で局所的に線量が高いと思われる場所の対応

局所的に線量が高いと思われる場所については、出来る限り受ける線量を下げていくため次の対応を行う。

- ・職員・関係者及びボランティア等による清掃活動（側溝清掃・草刈等）により実施する。
- ・集水枡や側溝等において職員等では対応ができない場合、業者委託する。
- ・保育園3園の砂場については、砂の入れ替えを行う。

3. 学校等におけるモニタリング

保育園・学校においては、教員等に簡易型積算線量計を24時間携帯させ、線量の測定を行う。

4. 測定及び公表

①測定場所

- ・保育園、小・中学校及び公園

②測定方法

- ・室内 園舎、校舎の各階教室等1か所及び体育館等
保育園・小学校：床上50cm、中学校：床上100cm
- ・屋外 地上高：50cm、100cm（敷地中心部）
- ・砂場 地上高：5cm（中心部）

※5回測定：1回目は3分経過後、2回目以降30秒ごとに数値を読み、5回の平均値を求める。

- ・敷地内 敷地内で線量が高いと思われる場所等及び正門前の側溝の測定

工作物の上50cmあるいは、測定対象場所の地表50cm

（例；側溝、草むら、雨どい落ち口、落葉等が吹きだまる箇所等）

※1回測定：3分経過後の数値を読む。

③測定頻度

- ・現在行っている21ヶ所の定点測定は、毎週1回の測定を当面の間継続する。
- ・これ以外の測定は、毎月1回測定する。

④公表

- ・測定後、ホームページ等で速やかに公表する。

5. 私立保育園・幼稚園への対応

- ・この方針の取り組みについては、出来るだけ協力を求めていく。